

(仮称) 仙台市教育プラン (9月7日案)

第1章 基本的事項

1. 策定の趣旨

これまで本市では、平成27年12月に策定した「教育の振興に関する施策の大綱」と平成29年1月に策定した「第2期仙台市教育振興基本計画」の下、教育施策の推進をしてきたところです。また、令和2年度内には、本市のまちづくりの新たな指針となる「仙台市基本計画」が策定されます。

こうしたことから、令和3年度末までが計画期間であった「教育振興基本計画」の終期を繰り上げ「教育大綱」と一体化し、変化が激しく予測困難な時代の新しい教育の羅針盤となる「(仮称)仙台市教育プラン」を策定します。



2. 本プランの位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本プランは、本市の教育の基本理念（第4章）や基本方針（第5章）を定めるものであることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「教育の振興に関する施策の大綱」（教育大綱）及び、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」（教育振興基本計画）と位置づけます。

(2) 「仙台市基本計画」との関係

「仙台市基本計画」では、まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を掲げ、これまで培ってきた本市の個性を深化させ「杜の都」を新しいステージに押し上げる挑戦を始めることとしております。

本プランは、「仙台市基本計画」で掲げたまちづくりの理念を共有し、その中で示される教育分野の施策を協働して推進するものでもあります。

例えば、具体的に取り組む施策として「仙台市基本計画」における「心の伴走プロジェクト」「笑顔咲く子どもプロジェクト」「ライフデザインプロジェクト」などが挙げられます。

<仙台市基本計画（中間案）の概要>

計画期間	令和3年度から令和12年度（10年間）
まちづくりの理念	挑戦を続ける、新たな杜の都へ～”The Greenest City” SENDAI～
目指す都市の姿	「自然」 杜の恵みと共に暮らすまちへ 「心地よさ」 多様性が社会を動かす共生のまちへ 「成長」 学びと実践の機会があふれるまちへ 「進め！」 創造性と可能性が開くまちへ

チャレンジプロジェクト	1 杜と水の都プロジェクト	5 笑顔咲く子どもプロジェクト
	2 防災環境都市プロジェクト	6 ライフデザインプロジェクト
	3 心の伴走プロジェクト	7 TOHOKU 未来プロジェクト
	4 地域協働プロジェクト	8 都心創生プロジェクト

(3) 本市の他の計画との関係

本プランは、本市の関連する他の計画と緊密な連携のもと教育の振興を図ります。

※関連する計画を記載します。

3. 計画期間

国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることや、第2期仙台市教育振興基本計画において計画期間を5年とし、中長期的な目標を設定して取組を進めてきたことを踏まえ、本プランの計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を行います。

第2章 教育を巡る国の動向と社会環境の変化

1. 国の動向

(1) 第3期教育振興基本計画の策定

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を策定し、第2期計画における「自立・協働・創造」の3つの理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据え、「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育施策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの基本方針を示しています。

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 新学習指導要領の全面实施

中央教育審議会での議論を踏まえ、平成29年3月に幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領が、また、平成30年3月には、高等学校の学習指導要領が改訂されました。幼稚園では平成30年度から、小学校・中学校・高等学校では令和2年度以降段階的に全面实施されます。今回の改訂では、子供たちに求められる資質・能力を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視し、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」や各学校での「カリキュラムマネジメント」を進めることとされています。

(3) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

不登校児童生徒に対する教育機会の確保や夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供など、義務教育に相当する段階での教育機会の確保等を総合的に推進するため、平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されました。地方公共団体は、法律に定める基本理念を踏まえ、当該地域の状況に応じた教育機会の確保に向けた施策を策定し実施することとされています。

2. 社会環境の変化

(1) SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年(平成27年)の国連サミットで採択された2030年(令和12年)までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、「質の高い教育をみんなに」などの17のゴールを掲げています。

(2) グローバル化の進展

世界では、人、物、情報が国境を越えて行き交うグローバル化が急速に進んでいます。格差の拡大や貧困、社会の分断、環境問題など、地球規模の課題が深刻化する中で、本市としてもグローバルな視点で諸課題に対応していく必要性が高まっています。

(3) 感染症拡大に起因した生活・行動様式の変化や新しい働き方・学び方の取組み

感染症の流行により、テレワーク、遠隔学習など、非対面型のコミュニケーションが進んでいます。この動きは、今後も一層進展していくと考えられ、対面での交流機会が減少することにより、他者の感情や情緒を汲み取る力がより大切になります。

(4) 急速に進む技術革新

人口知能(AI)やビッグデータ、IoT(Internet of Things)など、技術革新は急速に進んでおり、これらを背景に、今後、労働人口の相当規模がAIやロボット等に代替される可能性が指摘され、社会の求める資質・能力が変化していくことが見込まれます。

(5) 情報化の進展

スマートフォン等の所持率は年々増加しており、大量の情報に容易にアクセスすることが可能となっています。こうした中では、自らに必要な情報や、信頼できる情報を選択し、活用できる力が必要となります。

第3章 本市の取組状況と課題

本市では、平成27年12月に策定した教育大綱において8つの基本方針を定め、平成29年1月に策定した第2期教育振興基本計画では、4つの基本的方向と19のミッションを掲げ、目指す教育の姿である「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」の実現に向け取組みを進めてきました。

1. 学校教育の取組状況

命を大切にし、自己を認め他者を思いやる「豊かな心」、健康で生きいきと過ごすための「健やかな体」、基礎的知識から応用力までの「確かな学力」を育むとともに、社会的・職業的自立に必要な態度・能力や震災の教訓を生かした防災対応力の育成、特別支援教育、「35人以下学級」の推進など、一人ひとりの状況に応じた教育の充実に取組んできました。

(課題)

○ 命と心を守り、育む取組み

スクールカウンセラーなど専門職による支援の充実に回り児童生徒の心のケアを進めてきましたが、いじめや不登校、養育に課題を抱える家庭などの現状を踏まえると、新たに体系化した「命を大切にする教育」について地域・家庭での理解を深めるとともに、各学校の授業を通じた児童生徒への意識の浸透を進めていくことが大切になります。また、互いを理解し、思いやる心や、困難に立ち向かう心を育む取組みを進めていくことが必要です。

○ 調和の取れた「知・徳・体」の育成

変化が激しい社会の中で、豊かな人生を拓いていくための基礎として、基礎的知識から応用力までの「確かな学力」(知)、命を大切にし、自己を認め他者を思いやる「豊かな心」(徳)、健康で生きいきと過ごすための「健やかな体」(体)をバランスよく育むとともに、学んだ知識や技能を活かし、自ら課題を発見し解決する力の育成に一層取組む必要があります。

○ 震災の経験と教訓を活かした危機対応力の育成

東日本大震災の経験を踏まえ、自らの命を守り安全を確保する「自助の力」、災害発生時の対応や地域の復興に協力し参加する「共助の力」の育成に取り組んできました。各学校での体系的な防災教育カリキュラムの展開や体験授業など震災遺構の活用を進めてきましたが、感染症の流行や台風、豪雨災害といった自然災害が多発する中で、本市の経験と教訓を活かした危機へ対応する力の育成はますます重要性が高まっており、引き続き取組みを進める必要があります。

○ 多様な教育の充実

本市の不登校児童生徒数は年々増加しており、その対応は喫緊の課題となっています。仙台市不登校対策検討委員会からの提言も踏まえ具体的な取組みを進めていく必要があります。また、障害のある児童生徒、外国人児童生徒、義務教育を未終了のまま学齢を超過した方々への学び直しの支援など、一人ひとりに応じた学びの機会の確保と教育の充実に更に進めていく必要があります。

○ 魅力ある教職に向けた取組みの推進

学校に求められる役割は年々増加し、教職員の時間外在校時間は高い水準が続いています。教職員が自らのワークライフバランスを確保しつつ、より児童生徒に向き合える環境をつくることは、本市が求める人材の確保や、児童生徒の主体的・対話的で深い学びにつながります。学校における働き方改革と教職の魅力向上に資する取組みをさらに強化することが必要です。

2. 社会教育・生涯学習の取組状況

市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいのある心豊かな生活を送るために、興味関心に応じた学びの機会の提供に取組むとともに、その成果を活かすことのできる場の提供を進めてきました。

(課題)

○ ライフステージに応じた学びの充実

これまでも、社会学級での取組みをはじめ、市民センターや多彩な社会教育施設における多様な学びを通じ、市民の主体的な学びの支援に取り組んできましたが、社会学級の参加者や社会教育施設の利用者数は減少傾向となっています。感染症の今後の社会への影響にも配慮しながら、市民の主体的な学びの意欲を喚起し、多様な学びの需要に応えた講座や施設の運営が求められています。

○ 学びを活かす機会の充実

人生100年時代の到来が予測され、生涯を通じて地域や社会のために活動する機会はより一般的になると考えられます。本市が進めてきた学びを活かす機会づくりの取組は、社会教育施設におけるボランティア数の増加にも成果として表れていますが、活動への参画意欲を高める取組や、それを支える社会教育施設の支援力の向上など、学びを活かし、還元する機会づくりをさらに進めていくことが課題です。

3. 多様な主体との連携・協働の取組状況

学校・地域・家庭など多様な主体が連携して、子どもの豊かな育ちを支える体制づくりを進めるとともに、家庭の教育力向上や、地域を支える人づくりなどに取組んできました。

(課題)

○ 社会全体での学びの環境づくり

社会全体で子どもを育てることは、児童生徒への多様な体験機会の提供や、家庭での安心感、地域での生きがいの創出など、参画する各主体にとって様々な効果が期待されます。地域のつながりや家庭の教育力の低下が指摘される中では、コミュニティ・スクール検討委員会からの報告書も踏まえつつ、学校運営への地域や家庭の参画を促しながら、連携・協働の基盤をさらに強固なものとしていく必要があります。

4. 教育環境整備の取組状況

学びを支える土台づくりのため、ICT教育環境の整備や、学校施設、社会教育施設の計画的な保全・更新を進めてきました。

(課題)

○ 社会状況の変化に応じた安心・安全な学びの場づくり

これまで学校施設や社会教育施設の計画的な修繕と更新を進めるとともに、エアコンの設置などの取組みを行ってきたところです。児童生徒や市民が安心して学ぶことができる環境整備は引き続き重要であり、感染症流行も踏まえ、情報通信技術（ICT）の更なる活用も含めた取組みを進めていく必要があります。

第4章 基本理念

「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」

本市は、豊かな自然環境に恵まれるなかで、緑あふれるまちづくりを進め、「杜の都」と呼ばれるようになりました。また、近代教育の幕が開けると多くの高等教育機関が設置され、文化・芸術施設の充実とともに「学都」とも呼ばれるようになりました。

このような背景をもとに、本市は、目指すべき教育の姿として、「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」を掲げ、これまで多岐にわたる取組みを進めてきました。『学びのまち・仙台』の根底には、一人ひとりが学びを活かして自立し交流することで、まちは発展し人を育む土壌となり、一人ひとりの更なる学びや活動につながるという「学びの循環」があり、本市では、この考え方のもとで、人づくりとまちづくりを一体のものとして進めてきました。「学びの循環」は、本プランにおいても踏襲すべき重要な立脚点と捉えています。

一方、現代社会は、情報化が急速に進むとともに、グローバル化の進展や頻発する自然災害、感染症の流行など、多くの地球規模の課題を抱えています。このような現代社会において、新しい未来社会を切り開いていくための力を備え自立した人を育てることは本市教育の使命です。予測が難しく様々な変化が起こる時代の中で、困難に向き合ったときにも、強い意志で乗り越える「たくましさ」と、柔軟に対応する「しなやかさ」を持ち、自立して生きていく力を育むことが肝要です。

以上の考え方をもとに、本市の基本計画の理念である「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」を共有しつつ、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を、本市の教育における基本理念として掲げます。

第5章 基本方針

基本理念を実現すべく、これまでの取組みを踏まえた課題や社会状況の変化により新たに生じた課題を踏まえ、今後の教育施策を展開するうえでの基本的な方針を、次の6つにまとめます。

基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

基本方針Ⅳ 生涯を通じた社会での多彩な学びと活動の場の充実

基本方針Ⅴ 人とつながり地域を愛する心を育成するための教育環境整備

基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備

第6章 教育施策(検討委員会との継続協議事項)

注1：仙台市基本計画のプロジェクト、施策のうち教育に係るものは、この章に併記する。

注2：教育施策は基本方針との関係を示しつつこの括りで通し番号を付した。

基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

【未来の創り手となるための力の育成】

施策Ⅰ－1 社会的・職業的自立に必要な態度や能力の育成

(主な事業) 仙台自分づくり教育、楽学プロジェクト、学校での読書活動推進、SDGs教育(環境教育等)の推進

【ICTを活用した学びの推進】

施策Ⅰ－2 ICT教育基盤の整備

(主な事業) 児童生徒一人一台端末・校内ネットワーク運用管理、大型提示装置等の整備推進

施策Ⅰ－3 ICTを活用したアクティブ・ラーニングと遠隔教育の展開

(主な事業) 仙台版ICT教育の展開、遠隔教育の推進、不登校・病気療養児童生徒への支援

【危機対応力の育成】

施策Ⅰ－4 仙台版防災教育の推進

(主な事業) 仙台版防災教育実践ガイド、防災副読本作成、震災遺構荒浜小学校活用学習推進

施策Ⅰ－5 震災の記憶を風化させない取組の推進

(主な事業) 故郷復興プロジェクトの実施、「わすれん！」運営

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

【豊かな心の育成】

施策Ⅱ－1 自らを認め、他者を思いやる心を育む

(主な事業) 命を大切にする教育、道徳教育、福祉・人権教育、情報モラル教育

施策Ⅱ－２ いじめ防止等対策の総合的な推進

(主な事業) いじめへの組織的対応力の向上、未然防止の取組、相談支援体制の充実、心のケア支援の充実

施策Ⅱ－３ 不登校対策の推進

(主な事業) 別室支援体制の強化、不登校児童生徒への支援

【健やかな体の育成】

施策Ⅱ－４ 望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進

(主な事業) 安心・安全な学校給食の実施、学校における食育推進、望ましい生活習慣づくり

施策Ⅱ－５ 体力の向上を目指した運動の日常化の推進

(主な事業) 児童生徒の体力・運動能力向上推進、地域と連携した部活動の推進（部活動指導員の配置、外部指導者の派遣）

【確かな学力の育成】

施策Ⅱ－６ 学習意欲の向上を図る取組の推進

(主な事業) 「学習意欲」の科学研究に関するプロジェクト、サイエンススクール、科学館学習・天文台学習

施策Ⅱ－７ 基礎的知識の定着と応用力の育成

(主な事業) 標準学力検査、生活・学習状況調査、小学校外国語教育推進、放課後等学習支援

施策Ⅱ－８ 幼児期からの切れ目のない教育の推進

(主な事業) 幼保・小連携推進、小中連携推進

施策Ⅱ－９ 特色ある高校づくり

(主な事業) 就職支援員の配置、教員研修セミナーの実施、スキルアップセミナーの実施

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

【子どもに向き合える環境づくり】

施策Ⅲ－１ ３５人以下学級の実施

【特別支援教育の充実】

施策Ⅲ－２ 特別支援教育の充実

(主な事業) 就学支援推進、特別支援教育課程編成・実施支援、特別支援教育体制の充実、特別支援教育中高連携推進、通級指導の充実

【多様なニーズに応じた教育機会の確保】

施策Ⅲ－３ 外国人児童生徒への支援

施策Ⅲ－４ 学び直しへの支援（市立中学校夜間学級の開設）

【魅力ある教職の実現】

施策Ⅲ－５ 学校における働き方改革の推進

(主な事業) 校務支援システムの活用、学校給食費公会計化推進

施策Ⅲ－６ 教員の資質・力量の向上

(主な事業) 教員のICT利活用能力の向上、教科指導エキスパートの派遣、
学力サポートコーディネーター派遣、特別支援教育パワーアップサポート事業

施策Ⅲ－７ 教職の魅力ある職場づくりと優れた人材の確保

(主な事業) 教員採用選考の随時実施

【学びのセーフティネットの充実】

施策Ⅲ－８ 学校における経済的な支援（就学援助）

施策Ⅲ－９ 学校規模適正化推進

基本方針Ⅳ 生涯を通じた社会での多彩な学びと活動の場の充実

【ライフステージに応じた学びの支援】

施策Ⅳ－１ 主体的な学びの支援

(主な事業) 社会学級、市立高等学校の特色を活かした学びの支援、子どもの読書活動の推進

施策Ⅳ－２ 社会教育施設における多様な学びの提供

(主な事業) 市民センターや各社会教育施設の運営と機能充実、社会教育施設職員研修の実施

【学びの成果を活かし、還元する機会づくり】

施策Ⅳ－３ 地域の学びを支える人づくりと絆づくり

(主な事業) 住民参画・問題解決型学習推進、子ども参画型社会創造支援、若者社会参画型
学習推進、ジュニアリーダー育成、地域コーディネーターリーダー育成

施策Ⅳ－４ 生涯学習ボランティアの育成と活動機会の提供

(主な事業) 各社会教育施設運営ボランティアや文化財サポーター、地域情報発信サポーター
の養成と活動の機会づくり

【豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり】

施策Ⅳ－５ 仙台の歴史や文化の継承と発信

(主な事業) 市史活用推進、史跡整備の推進、文化財の保存と活用、仙台歴史ミュージアム
ネットワーク運営

施策Ⅳ－６ アートによる学びの創出

(主な事業) アートノードプロジェクト、アートとメディアを利用した市民力の育成、
仙台宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）運営

基本方針Ⅴ 人とつながり地域を愛する心を育成するための教育環境整備

【社会全体で子どもを育てる環境づくり】

施策Ⅴ-1 地域とともに歩む学校づくりの推進

(主な事業) 仙台版コミュニティ・スクールの推進、協働型学校評価の実施、学校支援地域本部の推進

施策Ⅴ-2 学校と家庭・地域をつなぐ取組の推進

(主な事業) 地域学校協働活動推進、PTA活動の支援、嘱託社会教育主事の活動支援、学校体育施設・図書室等の開放

施策Ⅴ-3 地域力を活かした子どもの学びの機会づくりの推進

(主な事業) 放課後子ども教室の運営、土曜日の教育支援体制等の構築

【家庭教育の支援】

施策Ⅴ-4 親子がともに学びふれあう機会づくり

(主な事業) 子育て講座の実施、親子食育講座の実施、家庭学習ノート仙台の活用

施策Ⅴ-5 親の不安や悩みにより添う取組の推進

(主な事業) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる保護者支援、不登校に関する保護者支援

基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備

【安心・安全な通学・学校・社会教育施設の確保】

施策Ⅵ-1 学校内や通学路等における巡視

(主な事業) 学校防犯巡視員の派遣、学校ボランティア防犯巡視員による見守り、インターネット巡視

施策Ⅵ-2 学校・社会教育施設の適正な保全・更新

(主な事業) 学校施設整備、社会教育施設整備

第7章 教育施策の推進体制

本プランは、学校現場における教職員・関係者のみならず、教育委員会をはじめとする本市の教育に関わる全ての人たちが、市民の方々の協力も得て、一丸となって進められるべきものです。各施策をより実効的に進め、実りあるものにするため、以下の推進体制を組むこととします。

1. 施策の進行管理

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を活用し、事業ごとに関連する指標の設定や評価を毎年度行いながら、中長期的な目標に向け、効果的な施策の進行管理を行います。

(2) 毎年度の点検・評価において、教育環境や課題の変化も捉えつつ、教育委員会による自己評価や学識経験者の評価を踏まえ、新たな事業の追加や指標の再設定を行うとともに、本プランの施策及び事業について必要な見直しを行います。

2. 全市一丸となった取組み

教育施策の円滑な推進にあたっては、子育てや福祉、まちづくり、市民との協働、環境、経済など、様々な行政分野との連携を一層強化し、全市一丸となった取組みを進めていきます。また、各種団体や企業、大学など多様な主体との連携・協働をさらに進めます。

3. 情報の発信

本プラン実現のためには、「学び」に関わる子どもたちや市民に加え、学校、家庭、地域など、それぞれの主体の協力が不可欠です。本プランの基本理念や基本方針などの理解が多様な主体で深まるよう様々な周知を図る工夫を行い、情報発信と本プランの浸透に努めます。

資料編

※今後、各種データやプランの策定経過を記載します。